

豊田市市民活動促進補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 はじめの一步部門（第6条～第9条）
- 第3章 活動継続部門（第10条～第13条）
- 第4章 新規事業チャレンジ部門（第14条～第18条）
- 第5章 補助金の交付手続等（第20条～第29条）
- 第6章 雑則（第30条～第36条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市において多様化する社会課題の解決に向けた公益的な活動（以下「市民活動」という。）を行う市民の団体（以下「市民活動団体」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、市民活動団体に対して、その活動に要する費用の全部又は一部を補助することにより、市民活動の更なる促進を図り、もって共働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

（補助対象部門）

第3条 補助金の交付対象となる市民活動団体の種類に応じ、次に掲げる補助対象部門を設定する。

- （1）はじめの一步部門
- （2）活動継続部門
- （3）新規事業チャレンジ部門

（補助対象活動）

第4条 補助金の交付対象となる市民活動（以下「補助対象活動」という。）は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動とする。

（定義）

第5条 この要綱において「市民活動団体」とは、任意団体（法人税法第3条の「人格のない社団等」をいう。）、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人を含む。）、一般社団法人及び公益社団法人とする。ただし、共益活動のみを行う団体は除く。

第2章 はじめの一步部門

（補助対象団体）

第6条 はじめの一步部門に係る補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付対象となる団体(以下この章において「補助対象団体」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす市民活動団体とする。

- (1) 市内において現に補助対象活動を行っている
- (2) 5人以上の会員で構成されていること。
- (3) 申請年度において設立後5年未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が役員となっている団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体
- (5) 豊田市税の滞納をしている団体
(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下この章において「補助対象経費」という。)は、毎年度の補助金交付決定の日から当該年度の末日までの期間における次の費用のうち、別表に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 団体の設立時期に要する費用
- (2) 団体の運営に要する費用
- (3) 団体の活動に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める費用があるときは、これを補助対象経費に加えることができる。

(補助金の交付回数)

第8条 補助金の交付回数は、同一補助対象団体につき1年度に1回として、継続した2回を限度とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、1年目にあっては補助対象経費の全額又は10万円のいずれか少ない額、2年目にあっては補助対象経費の全額又は5万円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の額の決定に当たって算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 活動継続部門

(補助対象団体)

第10条 活動継続部門に係る補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付対象となる団体(以下この章において「補助対象団体」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす市民活動団体とする。

(1) 市内において現に補助対象活動を行っており、当該補助対象活動を継続しようとしていること。

(2) 5人以上の会員で構成されていること。

2 第6条第2項の規定は、前項の補助対象団体について準用する。

(補助対象経費)

第11条 補助金の交付対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、毎年度の補助金交付決定の日から当該年度の末日までの期間における次の費用のうち、別表に掲げる費用の合計額とする。

(1) 団体の運営又は自立の強化に要する費用

(2) 継続的な市民活動の推進に要する費用

(3) 団体が取り組む活動に対する市民理解の推進に要する費用

2 第7条第2項の規定は、前項の補助対象経費について準用する。

(補助金の交付回数)

第12条 補助金の額は、1年目にあつては補助対象経費の3分の2又は20万円のいずれか少ない額、2年目にあつては補助対象経費の3分の1又は10万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の額)

第13条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2とする。

2 第9条第2項の規定は、前項の補助金の額について準用する。

第4章 新規事業チャレンジ部門

(補助対象団体)

第14条 新規事業チャレンジ部門に係る補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付対象となる団体（以下この章において「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす市民活動団体とする。

(1) 市内において現に活動を行っており、新たに別の補助対象活動を展開しようとしていること。

(2) 5人以上の会員で構成されていること。

2 第6条第2項の規定は、前項の補助対象団体について準用する。

(協働事業)

第15条 複数の市民活動団体による協働での事業についても補助金の対象とする。この場合において、代表となる団体は、前条第1項の要件を全て満たす市民活動団体とし、同項における補助対象団体とみなす。また、代表となる団体を含む全ての市民活動団体について、第6条第2項の規定を準用する。

(補助対象経費)

第16条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、毎年度の補助金交付決定の日から当該年度の末日までの期間において取り組む新たな事業の準備及び実施に要する事業経費で、別表に掲げる費用及びその他市長が特に必要と認める費用の合計額とする。ただし、食糧費は、補助の対

象外とする。

2 第7条第2項の規定は、前項の補助対象経費について準用する。

（事業期間）

第17条 補助金の交付対象となる事業の実施期間については、補助金の交付申請年度の翌年度までの2年又は翌々年度までの3年のいずれかとする。

（補助金の交付回数）

第18条 補助金の交付回数は、同一補助対象活動につき1年度に1回とし、実施期間が2年の場合は2回、3年の場合は3回を限度とする。

（補助金の額）

第19条 補助金の額は、事業の実施期間が2年の場合は、同一補助対象活動につき補助対象経費の3分の2又は40万円のいずれか少ない額、実施期間が3年の場合は、同一補助対象活動につき補助対象経費の3分の2又は60万円のいずれか少ない額とする。

2 第9条第2項の規定は、前項の補助金の額について準用する。

第5章 補助金の交付手続等

（補助金の交付申請）

第20条 第3条各号に掲げる補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする第6条、第10条、第14条及び第15条の補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、毎年度、市長が別に定める期日までに、豊田市民活動促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）団体調書

（2）規約、会則等

（3）事業計画書

（4）収支予算書

（5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織を使用することにより、申請することができる。

（交付申請書の受理）

第21条 市長は、交付申請書が提出されたときは、直ちにその内容を確認し、適当と認めたときは、これを受理しなければならない。

（交付決定前着手）

第22条 申請団体は、交付決定前に事業を実施しようとするときは、豊田市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、募集要領等に事業期間を明記し、交付決定前着手を承認する場合も、補助対象とならない場合があることを申請団体に十分説明しなければならない。

3 市長は、豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定前着手を承認し、豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認通知書（様式第3号）により、申請団体に通知しなければならない。市長は交付決定前着手を承認した場合においても、交付決定手続きを豊田市市民活動促進委員会（以下「促進委員会」という。）の審査終了後、速やかに行うものとする。

4 前項の規定により承認された申請団体の補助金の対象となる期間は、第7条、第11条及び第16条の規定にかかわらず、豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認通知書の決定日を始期とする。

（促進委員会の審査等）

第23条 市長は、第20条の規定により交付申請書を受理したときは、促進委員会に対し、当該申請に係る補助金の交付の適否及び交付すべき補助金の額の決定に際し、その審査を依頼するものとする。

2 前項の審査に関し必要な事項は、促進委員会が別に定める。

（補助金の交付決定等）

第24条 市長は、促進委員会の審査結果を受けて補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市市民活動促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、促進委員会の審査結果を受けて補助金の交付を行わないことを決定したときは、豊田市市民活動促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請団体に通知するものとする。

4 第1項及び第3項の通知は、決定をした日から30日以内に行わなければならない。

5 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の市税の収納状況を確認することができる。

（概算払）

第25条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、その活動のために必要があるときは、補助金の全部又は一部について概算払を受けることができるものとする。

2 前項の概算払を受けようとする補助団体は、市長に概算払の請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付するものとする。

（計画の変更）

第26条 補助団体は、補助対象活動の計画を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、あらかじめ豊田市市民活動促進補助金活動計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、第23条第1項の規定による決定を変更することができる。

3 市長は、前項の変更内容の審査に当たって促進委員会の意見を聴く必要があると認めるときは、遅滞なく促進委員会に審査を依頼するものとする。

（変更決定通知）

第27条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市市民活動促進補助金変更決定通知書（様式第7号）により、補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第28条 補助団体は、補助対象活動が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市市民活動促進補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）活動調書

（2）事業報告書

（3）収支決算書

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第29条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市市民活動促進補助金確定通知書（様式第9号）により補助団体に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第25条第3項の規定により概算払を行っているときは、確定した補助金の額（以下「確定額」という。）から既に交付した補助金の額（以下「交付済額」という。）を控除した額を交付するものとし、確定額が交付済額を下回るときは、その差額を返還させるものとする。

第6章 雑則

（帳簿等の備付け）

第30条 補助団体は、当該補助対象活動に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（関係書類の保存）

第31条 補助団体は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、次条第1項に規定する書類の保管期間については、この限りでない。

（財産の管理及び処分）

第32条 補助団体は、補助金の交付決定を受けた事業を完了（廃止及び中止を

含む。)したときは、実績報告書と同時に、補助事業で取得した備品及び施設（以下「財産」という。）について、それぞれ豊田市市民活動促進補助金財産取得報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

- 2 補助団体は、当該補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって財産処分を行うまで管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。
- 3 第1項に規定する備品は、豊田市物品管理規則（平成4年規則第31号）第3条第1項に規定するものとする。
- 4 第1項に規定する施設は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1（ただし、器具及び備品を除く。）及び別表第2に定める資産とする。
- 5 補助団体が補助事業により取得した財産は、処分の制限を受ける財産とする。ただし、備品で、取得価格又は評価額が5万円（消費税を含む。）以下のものは除く。
- 6 補助団体は、省令に定める期間又はそれに準ずると認められる期間を経過する以前に前項の規定による財産を処分するときは、あらかじめ、豊田市市民活動促進補助金に係る財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 市長は、前項の規定により申請のあった財産処분을承認したときは、豊田市市民活動促進補助金に係る財産処分承認通知書（様式第12号）により、補助団体に通知しなければならない。
- 8 市長は、前項の規定により通知した補助団体に対し、当該承認に係る財産処分をしたことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。
- 9 補助団体は、第2項に規定する財産の管理及び運用の状況について、市長が必要と認める頻度で実施する調査に協力するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第33条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- （1）この要綱の規定又は補助金の交付を決定するときに付した条件に違反したとき。
- （2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3）補助対象活動を中止し、又は廃止したとき。
- （4）補助対象活動に関する申請、報告、実施等について不正な行為があったとき。
- （5）第6条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- （6）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（補助金の申請の制限）

第 3 4 条 同一年度において、複数の補助対象部門に係る補助金の申請をすることはできないものとする。

2 活動継続部門又は新規事業チャレンジ部門に係る補助金を受けたことのある団体は、はじめの一步部門に係る補助金の申請をすることができないものとする。

3 いずれかの補助対象部門に係る補助金の交付を受けた団体は、該当補助対象活動の終了後 1 年間は、新たにこの要綱の規定に基づく補助金の申請をすることができないものとする。

4 第 1 5 条の協働事業に参画したすべての団体について、前項の規定を適用する。

(他の補助金等との関係)

第 3 5 条 国、県その他の団体から、この要綱の補助金と同一の主旨の補助金等(以下「他の補助金等」という。)の交付を受けている団体は、当該他の補助金等と重複する費用について、この要綱の規定に基づく補助金の申請をすることができない。

(委任)

第 3 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

補助対象となる費用

科 目	具 体 例
1 人件費	給料・賃金等の経費
2 報償費	講座、講演会等における講師への謝礼等の経費
3 旅費・交通費	活動及び研修に参加する際の交通費、宿泊費等の経費
4 消耗品費	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないもの等を購入するための経費
5 燃料費	工具、器具及び備品等の燃料に係る経費
6 印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷及び資料印刷するための経費
7 通信運搬費	郵便料金等の経費及び物品等の運搬に係る経費
8 保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費
9 使用料	機械等の借上げ及び施設、物品等を使用するための経費
10 備品購入費	備品を購入するための経費
11 負担金	視察及び研修会等で訪問先に支払うための経費
12 その他	上記の補助対象経費以外の経費で、その他特に必要と認める経費は、補助の対象とする

備考 食糧費は、補助対象としない。

様式第 1 号（第 2 0 条）

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い：とよた市民活動センター）

（申請団体）	所在地
	団体名
	役職・代表者氏名

年度豊田市市民活動促進補助金交付申請書

年度において市民活動を行いたいのので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 対 象 部 門	部 門 年 目
補助金交付申請額	金 円
市民活動の目的	
市民活動の内容	
協 働 す る 団 体 ※第 15 条「協働事業」の場合に記入	

添付書類

- （ 1 ） 団体調書 （ 2 ） 規約、会則等 （ 3 ） 事業計画書 （ 4 ） 収支予算書
（ 5 ） その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 2 2 条関係）

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い：とよた市民活動センター）

（申請団体）	所 在 地
	団 体 名
	（フリガナ） 役職・代表者氏名

年度豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書

豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 2 条第 1 項の規定により、豊田市市民活動促進補助金の交付決定前着手の承認を申請します。ただし、補助対象とならなかった場合は、団体の負担で事業を実施します。

補 助 対 象 部 門	部 門	年 目
補 助 申 請 内 容		
交付決定前着手を 必要とする理由		

様式第 3 号（第 2 2 条関係）

豊 発第 号

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

年度豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請につきまして、豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 2 条第 3 項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

豊田市長 印

補 助 対 象 部 門	部 門 年 目
承 認 の 内 容	
承 認 の 理 由	
そ の 他	

様式第 4 号（第 2 4 条関係）

豊 発第 号

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

年度豊田市市民活動促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度豊田市市民活動促進補助金につきまして、豊田市補助金等交付規則第 5 条及び豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 4 条第 1 項の規定により次のとおり交付を決定しましたので、同項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補 助 対 象 部 門	部 門	年 目
補 助 金 の 額	金	円
市民活動の内容		
交 付 の 条 件		

様式第 5 号（第 2 4 条関係）

豊 発第 号

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

年度豊田市市民活動促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度豊田市市民活動促進補助金につきまして、豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 4 条第 3 項の規定により不交付と決定しましたので、同項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

不交付とした理由	
----------	--

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い：とよた市民活動センター）

(申請団体)	所在地
	団体名
	(フリガナ) 役職・代表者氏名

年度豊田市市民活動促進補助金活動計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号において交付決定通知のありました 年度豊田市市民活動促進補助金につきまして、次のとおり活動計画を変更したいので、豊田市補助金等交付規則第 8 条及び豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 6 条第 1 項の規定により承認されたく申請します。

補助対象部門	部門 年目	
補助金申請額	変更前	金 円
	変更後	金 円
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注意 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第 7 号（第 2 7 条関係）

豊 発第 号

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

年度豊田市市民活動促進補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付を決定しました
年度豊田市市民活動促進補助金につきまして、豊田市補助金等交付規則第 9 条及
び豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 6 条第 2 項の規定により次のとおり
変更しましたので、同要綱第 2 7 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補 助 対 象 部 門	部 門 年 目	
補 助 金 の 額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 条 件		

様式第 8 号（第 2 8 条関係）

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い：とよた市民活動センター）

（報告団体）	所在地
	団体名
	（フリガナ）
	役職・代表者氏名

年度豊田市市民活動促進補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号において交付決定通知のありました 年度豊田市市民活動促進補助金につきまして、次のとおり補助対象活動を☐完了（☐廃止 ☐中止）しましたので、豊田市補助金等交付規則第 10 条及び豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 8 条の規定により報告します。

補助対象部門	部門	年目
活動実績 及び効果 （廃止又は中止の 場合はその理由）		

- 添付書類
- （ 1 ）活動調書
 - （ 2 ）事業報告書
 - （ 3 ）収支決算書
 - （ 4 ）その他市長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 2 9 条関係）

豊 発第 号

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

年度豊田市市民活動促進補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度豊田市市民活動促進補助金につきまして、豊田市補助金等交付規則第 11 条及び豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 9 条第 1 項の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、同項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補 助 対 象 部 門	部 門	年 目
補 助 金 の 額	金	円
市民活動の内容		

様式第 1 0 号（第 3 2 条関係）

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い：とよた市民活動センター）

（報告団体）	所在地
	団体名
	（フリガナ）
	役職・代表者氏名

豊田市市民活動促進補助金財産取得報告書

次のとおり財産を取得しましたので、豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 3 2 条の規定により報告します。

記

取得財産情報

取得財産品目	製造業者： 型式：
取得年月	
取得金額	
取得方法	
管理場所	
活用方法	
特記事項	

注意 財産の設置状況が確認できる写真 3 件（全景、近景（型式等確認箇所）、補助備品シール貼付位置）を添付してください。

様式第 1 1 号（第 3 2 条関係）

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い：とよた市民活動センター）

（報告団体） 所在地 _____
_____ 団 体 名 _____
（フリガナ）
_____ 役職・代表者氏名 _____

豊田市市民活動促進補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けた 年度豊
田市市民活動促進補助金に関し、下記の財産を処分したいので、豊田市市民活動
促進補助金交付要綱第 3 2 条の規定により下記のとおり承認を申請します。

記

補 助 部 門	部 門	年 目
取得財產品目		
取 得 年 月		
取 得 金 額		
処 分 方 法		
処 分 理 由		

様式第 1 2 号（第 3 2 条関係）

豊 発第 号

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 様

豊田市市民活動促進補助金に係る財産処分承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました豊田市市民活動促進補助金に係る財産処分承認申請について、下記のとおり承認しましたので、豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 3 2 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

記

財産処分品目	
承認の条件	